【文部科学省】

要望団体名：認定特定非営利活動法人 DPI日本会議

要望１．学校のバリアフリー化について

改正バリアフリー法で公立小中学校のバリアフリー義務化を盛り込んでいただき、誠にありがとうございました。しかし、新規建設時と大規模改修時しかバリアフリー整備義務はないので、実態として学校のバリアフリーが進むか危惧しています。ぜひとも、下記取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

①整備目標を策定し、計画的に整備に取り組んで下さい。

（答）

（整備目標の策定について）

○ 学校施設は、障害のある児童生徒等が支障なく学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、バリアフリー化は重要であると考えております。

○ 今回の法案の改正においては、公立小中学校について、一定規模の新築や増築等を行う場合にバリアフリー基準の義務付けの対象となるとともに、既存施設についても努力義務が課せられるものであり、学校施設のバリアフリー化をより一層進めていく必要があると考えております。

○ 文部科学省では、今後、公立小中学校のバリアフリー化に係る目標について、学校におけるバリアフリー化の実態を把握するとともに、有識者や学校設置者の考えを十分聞いた上で、検討することとしています。

【担当省庁】文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

【文部科学省】

要望団体名：認定特定非営利活動法人 DPI日本会議

要望１．学校のバリアフリー化

改正バリアフリー法で公立小中学校のバリアフリー義務化を盛り込んでいただき、誠にありがとうございました。しかし、新規建設時と大規模改修時しかバリアフリー整備義務はないので、実態として学校のバリアフリーが進むか危惧しています。ぜひとも、下記取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

②学校の校舎全体のバリアフリー整備が進むように、財政支援を創設して下さい。

（答）

○ 文部科学省では、各地方公共団体が公立小中学校施設等のバリアフリー化を行う際に必要な経費の一部に国庫補助を行っており、国庫補助の割合は原則、施設の新築、増築に伴って行う場合には２分の１、改築に伴って行う場合や大規模改造事業の場合には３分の１となっています。

引き続き、既存施設を含めた公立小中学校施設等のバリアフリー化が進むよう、必要な予算の確保に努め、各地方公共団体の取組をしっかり支援してまいります。

【担当省庁】文部科学省文教施設企画・防災部施設助成課

【文部科学省】

要望団体名：認定特定非営利活動法人 DPI日本会議

要望１．学校のバリアフリー化について

改正バリアフリー法で公立小中学校のバリアフリー義務化を盛り込んでいただき、誠にありがとうございました。しかし、新規建設時と大規模改修時しかバリアフリー整備義務はないので、実態として学校のバリアフリーが進むか危惧しています。ぜひとも、下記取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

③学校のバリアフリーの現状について教えて下さい。

前回頂いたご回答は、避難所に指定されている公立学校施設におけるバリアフリー状況でしたので、法改正をうけて全国の公立小中学校のバリアフリー化の状況を教えて下さい。具体的には、校舎、屋内運動場それぞれにおけるエレベーターを含む段差解消、多目的トイレの設置状況です。併せて、公立高校、私立小中高校のバリアフリー化の状況も教えて下さい。

④国土交通省では毎年バリアフリー整備状況について「公共交通移動等円滑化実績報告」を公開しています。これと同じように、公立小中学校のバリアフリー化の状況について、今後毎年実態を報告して下さい。

（答）

（バリアフリー化の状況について）

○ 文部科学省ではこれまで、避難所に指定され、要配慮者の利用が想定される公立学校施設における段差の解消状況等のバリアフリー化の状況について調査を実施し、現状を把握してきたところです。

＜参考＞

公立小中学校：スロープ等の設置により段差が解消された校舎は65.9％、屋内運動場は64.1％、多目的トイレが設置された校舎は63.8％、屋内運動場は36.8％

公立高等学校：スロープ等の設置により段差が解消された校舎は73.5％、屋内運動場は57.0％、多目的トイレが設置された校舎は82.8％、屋内運動場は39.3％

※避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査において、避難所に指定されている公立学校のうち、要配慮者の利用が想定される屋内運動場や校舎におけるバリアフリー化の状況を調査（平成31年調査）

【文部科学省】

○ 私立小中学校のスロープ等の設置、多目的トイレの設置はいずれも約５割、高等学校のスロープ等の設置、多目的トイレの設置はいずれも約７割となっています。

（バリアフリー化の調査について）

○ 今回の法改正を踏まえ、公立小中学校におけるバリアフリー化の実態を改めて調査するなど、現状をしっかりと把握してまいります。

○ なお、バリアフリー化の状況をどのようにフォローアップし公表していくかは、今後検討してまいります。

【担当省庁】文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

【国土交通省】

要望団体名： DPI日本会議

要望２．ソフト基準適合義務

改正バリアフリー法で新たに公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務が創設されました。とりわけ、UDタクシーの車椅子乗車拒否が後を絶たない現状において、このソフト基準適合義務には大きな期待を寄せております。DPIが昨年１０月に実施したUDタクシーの調査では、研修を繰り返し受けているドライバーは、スムーズに乗降作業が出来た一方で、研修を１回しか受けていないドライバーは、殆どが乗降方法を忘れていました。ドライバーが乗降方法を忘れていることが乗車拒否の１つの要因になっています。定期的な研修は乗車拒否を防止する上で有効です。

① 全てのドライバーが乗降方法を習得するために、事業者に対し、ドライバーの研修を年複数回実施すること、修了者数の定期報告を提出すること課してください。

② 研修はドライバーが確実に参加するように、業務として実施させてください。

（答）

○ ＵＤタクシーについては、車いす利用者や高齢者など誰もが利用しやすい車両として導入されたものであり、そうした方々に対する不当な乗車拒否が生じることのないよう、適切な運用を徹底していかなければならないと考えております。

○ このため、国土交通省では、事業者に対し、スロープの操作方法に係る実車を用いた研修の実施を求めるとともに、ＵＤタクシーの車両購入費の補助（６０万円）の条件として、実車を用いた研修の年２回以上の実施を求めており、その実施を徹底しております。

【国土交通省】

○ 車両メーカーにおいても昨年３月に、スロープの設置工程を６３から２４に減少させるとともに、車内に設置方法を掲示する手法をとるなど、車いすの取り扱いを行いやすくする措置が講じられています。

○ 研修の定期報告など事業者に新たな義務づけを課すことが適当か否かについては検討が必要と考えておりますが、引き続き、研修の実施の徹底を図ってまいります。

○ 今後とも、タクシーが車いす利用の方を含め多様なニーズに対応し、公共交通機関としての役割を果たすことができるよう取り組んでまいります。

【担当省庁】国土交通省自動車局旅客課

【国土交通省】

要望団体名：DPI日本会議

要望３．空港アクセスバス・長距離バス・定期観光バスのバリアフリー化

国会審議の中で、移動円滑化基準適用除外認定車両という仕組みを改正する（省令改正）という答弁がありました。

① 具体的に、どのような内容を検討されていますか。ぜひとも、基準適用除外認定という仕組みを廃止し、空港アクセスバス・長距離バス・定期観光バスもバリアフリー車両を義務付けて下さい。

② 鉄道路線のない地方空港から導入を進めるとのことですが、具体的にどの空港を検討されているか教えて下さい。

（答）

○ 空港アクセスバスにおけるリフト付きバス等の導入の現状は、３年前の平成２８年度末では２台のみでしたが、令和２年４月末現在では、計２４台が導入されており、今年度中には、更に３台が導入され、計２７台となる予定です。

○ これまで導入が進みづらかった理由としては、床下に収納スペースを設ける必要がある空港アクセスバス等について、低床化が実際に物理的に困難であったということでバリアフリー法の基準省令の適用を除外していることが挙げられます。

○ しかしながら、新たな車両が開発されたことや今般バリアフリー法が改正されたこともあり、空港アクセスバスに関するバリアフリー法の基準省令の適用除外の見直しを行うこととしています。

○ 具体的には、１日当たりの平均的な利用者数が一定数以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定に係る基準を見直すとともに、新たな目標値を設定します。

【国土交通省】

○ 加えて、バリアフリー車両の導入に当たっては財政支援等を講じてきており、今後もバス事業者の負担軽減のための補助を進めて参ります。

○ これらを踏まえ、今後とも空港アクセスバス等におけるバリアフリー車両の導入をしっかりと進めて参ります。

（参考）

通常のバス（平均的な購入価格）：約3500 万円

リフト付きバス（ 〃 ）：約3900 万円

エレベーター付きバス（ 〃 ）：約4300 万円

（参考）

地域公共交通確保維持改善事業、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は

観光振興事業（国際観光旅客税財源充当事業）

・リフト付きバス

購入価格の１／４又は購入価格と通常車両価格の差額の１／２（いずれか低い方）

バリアフリー車両に係る税制特例措置

・リフト付きバス

〔自動車重量税〕初回分免税

〔自動車税〕（乗車定員30 人以上）取得価額から650 万円控除

（乗車定員30 人未満）取得価額から200 万円控除

平成31 年度税制改正において、自動車重量税と自動車取得税の特例措置を貸切バス事業者

まで拡充するとともに、令和２年度末まで延長（自動車取得税の廃止（令和元年10 月１日）

後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置）

【担当省庁】国土交通省自動車局旅客課

【国土交通省】

要望団体名：DPI日本会議

要望４．①小規模店舗やホテル、共同住宅も含めた建物関係に関する早期の法律・省令の改正をお願いします。

※ 小規模店舗やホテル、共同住宅といった建物関係のバリ

アフリー整備が極端に遅れていることが、日本に残された

大きな課題です。本年１月に小規模店舗の検討会が立ち上

がり、今年度中にガイドラインを策定する予定です。大きな

前進と歓迎しております。これを踏まえて、改善をお願いし

ます。

（答）

○ 共生社会の実現の観点から、小規模店舗やホテル、共同住宅も含めた建築物について、バリアフリー化を促進することは、非常に重要な課題であると考えております。

○ しかしながら、全国一律の義務を新たに課すことや既存の基準を強化することについては、施設運営者に過度な負担を課す可能性があることなどから、各用途に応じた慎重な検討が必要であると考えております。

○ ホテルについては、平成２９年１０月、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を設置し、その検討結果を踏まえ、昨年３月に「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定し、また、昨年９月より、車椅子使用者用客室について、１以上から建築等を行う客室総数の１％以上の設置を義務づけたところです。

【国土交通省】

○ 小規模店舗については、本年1月に、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等で構成される建築物のバリアフリー化のガイドラインである建築設計標準の見直しのための検討会を立ち上げたところであり、令和２年度中にとりまとめ、関係省庁と連携して関連業界に周知することとしております。

○ また、共同住宅については、バリアフリー化に関する指針である「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」について、今後、建築設計標準の見直しのための検討会の成果も踏まえつつ、必要な点検を行ってまいります。

○ これらの各用途ごとの取組みに加えて、地方公共団体に対して、条例により、地域の実情に応じて、義務付け対象用途の拡大や対象規模の引下げに積極的に取り組むことを要請しております。

○ 引き続き、関係省庁や業界団体等と協力しつつ、これらの総合的な施策の展開を通じ、建築物のバリアフリー化に積極的に取り組んでまいります。

【担当省庁】国土交通省住宅局建築指導課・安心居住推進課

【国土交通省】

要望団体名：DPI日本会議

要望４-２．住宅のバリアフリー整備基準は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく基本方針「高齢者が居住する住宅に関わる指針」がありますが、２００９年以降見直されておらず、車いす利用者のニーズに合っていません。ぜひとも早急に検討会を立ち上げて、見直しを進めて下さい。

※ 小規模店舗やホテル、共同住宅といった建物関係のバリ

アフリー整備が極端に遅れていることが、日本に残された

大きな課題です。本年１月に小規模店舗の検討会が立ち上

がり、今年度中にガイドラインを策定する予定です。大きな

前進と歓迎しております。これを踏まえて、改善をお願いし

ます。

（答）

○ 本年１月には、学識経験者、障害者団体等で構成される建

築物のバリアフリー化のガイドラインである建築設計標準

の見直しのための検討会を立ち上げ、この中で、重度の障害

をお持ちの方やその介助者の方の利用に配慮した設計のあ

り方について、令和２年度中にガイドラインを充実させる

こととしております。

○ 住宅のバリアフリー化に関する指針には「高齢者が居住す

る住宅の設計に係る指針」があり、検討会の成果も踏まえつ

つ、本指針について必要な点検を行ってまいります。

【参考】 令和２年４月３日（衆）国土交通委員会における（新会派）古川元久君質

疑に対する眞鍋住宅局長答弁で、「指針の点検を行う」旨を答弁済

【担当省庁】国土交通省住宅局安心居住推進課・建築指導課

【国土交通省】

要望団体名： DPI日本会議

要望５．新幹線のバリアフリー化について

○新幹線車両は２０年程度使用するものなので、将来のニ

ーズの増加や、世界的な水準を踏まえて、車椅子用席を総

席数の０．５%以上設けることが必要だと考えています。

○国際的な水準に合わせるだけでＮ７００系では７席以上が必要です。

（答）

○ 昨年１２月に、ＪＲ各社の社長や障害者団体の代表をメンバーとした検討会を立ち上げ、本年３月３日に発表した「中間とりまとめ」において、「車椅子用フリースペース」（仮称）の整備について記載し、現在、レイアウト等について、障害者団体や鉄道事業者と検討を進めています。

○ 国土交通省といたしましては、引き続き、障害者団体の方々の声をよく聞きながら、これらの検討を進め、誰もが当たり前に、快適に移動や旅を楽しむことができる世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の実現を目指します。

【担当省庁】国土交通省鉄道局技術企画課

【国土交通省】

要望団体名：DPI日本会議

要望６．移動等円滑化地域分科会の複数開催

2018年改正で移動等円滑化評価会議と地域分科会が新設されました。全国に10ヶ所設けられた地域分科会は、地域の特性に応じた事例、先進的な事例、特徴のある事例を評価する大変重要な会議です。残念ながら現在は年１会しか開催されておりません。１回では報告のみに終わってしまい、実際に評価することができません。日本全体のバリアフリー化を推進するために、ぜひとも年複数回の開催をお願いします。

（答）

〇 移動等円滑化評価会議の地域分科会については、高齢者、障害者等の当事者団体、地方公共団体、施設設置管理者、有識者の方々を構成員として、各地域における高齢者、障害者等のニーズをきめ細やかに把握・収集するため、全国１０ブロックにおいてこれまで１回ずつ開催されております。

〇 地域分科会に関しては、これまで当事者団体からは、ご指摘のような、年に複数回の開催を求める声がある一方で、

・都道府県単位の開催

・事業者とのより率直な非公式の意見交換会の実施

・現地視察の実施

など、様々なご要望をいただいております。

〇 様々なご要望があるなか、バリアフリー化の進展の状況を適切に把握し、評価するための効果的な会議の開催形態については、各地域において関係者のご意見を伺いながら検討して参りたいと考えております。

【担当省庁】国土交通省総合政策局安心生活政策課

【総務省】

要望団体名：特定非営利活動法人DPI日本会議

要望７．電話リレーサービスの普及と周知徹底について

６月５日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」が可決成立しました。主要７カ国（G7）で最後となりましたが、長年の要望が実り、実現したことに感謝申し上げます。これまで日本財団が実施していた電話リレーサービスを利用した聴覚障害者が、銀行やクレジットカードなどの手続きで事業者に拒否されることがありました。このようなことがなく、スムーズに利用できるように、ぜひともすべての事業者、国民への周知徹底をお願いします。

（答）

○ 電話リレーサービスをしっかりと普及させていくためには、「聴覚や発話に障害のある方」のみならず、その意思疎通の相手方である「耳の聴こえる方」にも「電話リレーサービス」を知っていただき、社会的に存在を浸透させる必要があり、そうした観点からも、周知広報が重要であると認識しております。

○ 総務省としては、ホームページをはじめとする総務省の 施策を発信する媒体などを通じて制度について周知を行うほか、広報の専門家のご知見もいただきながら、実務を担う 「提供機関」や「支援機関」、厚生労働省などの「関係省庁」、障害者福祉施設などと連携する「地方公共団体」及び電話の利用者に直接接することとなる「電話提供事業者」などと 連携し、周知広報活動に努めてまいります。

○ また、総務省としては、電話リレーサービスを利用した 本人の意思確認に関し、利用者の財産等の保護にも十分に 配慮した上で、可能とする動きが広がることを期待しており、

【総務省】

本法を一つの契機として、金融庁や経済産業省にも働きかけを行ない、関係省庁が連携して、電話リレーサービスを介した聴覚障害者等の利便性の向上が図られるよう、周知広報に取り組んでまいりたいと考えております。

＜参考＞

■「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和２年法律第５３号）

本法は、附則において、公布の日（令和２年６月１２日）から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

【担当省庁】総務省総合通信基盤局事業政策課

【内閣府】

要望団体名：ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議

要望８．障害者権利条約 日本の建設的対話とその後の取り組み

国連障害者権利委員会による日本の建設的対話（審査）が予定されています。建設的対話の後には委員会から日本政府に対し、総括所見が出されます。条約の国際的なモニタリング機関である権利委員会の総括所見は重いです。権利条約に照らして、日本の実施状況の改善・さらなる取組を求めるものです。総括所見が出されたら速やかに、障害者基本法、障害者差別解消法、バリアフリー法をはじめとする関連法規の見直しに取り組んで下さい。

（答）

障害者基本法については、平成23年の改正法の施行から３年を待たず、法の施行状況について検討を行い、その結果、障害者差別解消法が制定されたところです。

障害者差別解消法については、内閣府の障害者政策委員会における施行３年後の見直しの検討において、国連障害者権利委員会での審査も見据え、障害者権利条約との整合性等の観点からも議論が行われたところです。

今後、障害者政策委員会の意見の取りまとめを踏まえ、具体的な検討を進めてまいりたいと考えています。

【担当省庁】内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

【国土交通省】

要望団体名：DPI日本会議

要望８．障害者権利条約 日本の建設的対話とその後の取り組み

国連障害者権利委員会による日本の建設的対話（審査）が予定されています。建設的対話の後には委員会から日本政府に対し、総括所見が出されます。条約の国際的なモニタリング機関である権利委員会の総括所見は重いです。権利条約に照らして、日本の実施状況の改善・さらなる取組を求めるものです。総括所見が出されたら速やかに、障害者基本法、障害者差別解消法、バリアフリー法をはじめとする関連法規の見直しに取り組んでください。

（答）

〇 障害者権利条約に関する国連障害者権利委員会における審査を踏まえた日本政府に対する総括所見が公表された場合の対応については、政府全体の方針の下で、関係府省とも連携しながら、検討したいと考えております。

【担当省庁】国土交通省総合政策局安心生活政策課

【厚生労働省】

要望団体名：ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議

要望９．オンライン会議での情報保障 地域生活支援事業意思疎通支援の運用改善

聴覚障害者等の情報保障の制度として、障害者総合支援法地域生活支援事業の意思疎通支援があります。要約筆記や手話等が利用できるものです。しかし、この制度がオンライン会議では利用できないのです。新型コロナウィルス感染症の感染防止策としてテレワークやオンライン会議が広まっておりますが、聴覚障害者が会議に参加するためには情報保障は不可欠です。ぜひとも、全国の自治体に意思疎通支援をオンラインでも利用できるように働きかけをお願いします。

（答）

１ 地域生活支援事業の意思疎通支援事業は、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳や要約筆記等の支援を提供する事業でありますが、その具体的な対象者や支援内容等については、各地方公共団体が管内の障害者のニーズの状況や、地域の特性等を考慮して決めているところです。

２ また、聴覚障害者の適切な受診機会の確保や手話通訳者の感染防止のために、都道府県において、タブレットやスマートホンを通じて、遠隔手話を行うサービスを実施するための導入経費について、補正予算に計上しており、導入後に遠隔手話サービスを実施する際に要する経費については、地域生活支援事業費等補助金の国庫補助対象としています。

３ これらの支援を通じて、新しい生活様式の下でも聴覚障害者等が、円滑に意思疎通を図れる環境を整えて参ります。

【担当省庁】厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

【国土交通省】

要望団体名：DPI日本会議

要望１０ 駅の無人化は単独乗降できる環境整備の実現を

身内の事故等不足の事態による急な外出は、障害の有無に関係なく誰もが起こることです。しかし、駅の無人化が進み、障害者は急な利用ができない駅が増加しています。駅の無人化は単独乗降可能な環境整備を行うことを前提条件とするなど、無人化にする前に整備すべき課題を検討してください。ガイドラインとしてまとめて、一定の整備を事業者に課してください。

（答）

○ 鉄道を障害者の方に御利用いただく場合においては、障害のある方とない方との取扱いを可能な限り同様なものとすることが重要であると考えております。

○ このため、無人駅であっても、障害者の方が利用する駅については、障害者の方に可能な限り御不便なく鉄道を御利用頂くことが重要であると考えております。

○ 鉄道事業者においては、これまで様々な取組を実施してきたところであり、障害者の利用実態を踏まえた上で、必要に応じ、スロープ、内方線付点状ブロック等の施設整備を図っております。また、利用が一定程度見込まれる時間帯における巡回・見守り、介助要員のスムーズな派遣等の人的な対応体制の整備を行っている事業者もあります。

○ 国土交通省においても、無人駅における安全や利用者利便の確保について、その実態を把握するとともに、必要な対策について鉄道事業者との間で様々な議論を行ってきたところですが、今後も議論を重ね、対策の充実に努めてまいります。

【担当省庁】国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室

鉄道局技術企画課

【厚生労働省】

要望団体名：ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議

要望１．感染を疑われる症状の出た障害者、介助者の速やかなPCR検査の実施について

（答）

１ ＰＣＲ検査については、医師が必要と判断した方や、症状の有無にかかわらず濃厚接触者の方が、確実に検査を受けられるようにすることが重要であると考えており、今般、速やかに陽性者を発見する観点から、濃厚接触者は無症状であってもＰＣＲ検査の対象となることについて、都道府県等に周知したところです。

２ 政府としては、第２次補正予算においては、

・ ＰＣＲ検査センターの設置や、ＰＣＲ・抗原検査の実施のために366億円を確保し、

・ 検査試薬や検査キットの確保のために179億円を計上しているほか、

・ 検査設備の整備を支援する交付金を大幅に拡充し、全額国費負担とするなど、

ＰＣＲ検査と抗原検査の適切な組み合わせによる検査体制の整備をしっかりと進めていくこととしています。

【担当省庁】厚生労働省健康局結核感染症課

【厚生労働省】

要望団体名：ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議

要望２．（新型コロナウイルス関連）有効な治療薬が確認された場合、訪問診療での在宅処方を可能に

感染した障害児・者が在宅療養となった場合、治療の有効性が認められる薬については、安全性を確認した上で、早期に承認し、訪問診療での使用を可能にしてください。

（答）

承認審査の結果、有効性や安全性が確認され、訪問診療での使用が可能な治療薬については、１日でも早く薬事承認し、国民の皆様にお届けできるよう努めてまいります。

【担当省庁】厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

【厚生労働省】

要望団体名：ＤＰＩ（障害者インターナショナル）日本会議

要望３.「新型コロナ対応休業支援金（仮称）」の対象拡大を

難病をはじめとする基礎疾患や障害のある労働者は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクや重症化リスクが高いとされており、テレワークへの移行において手厚い配慮を必要としています。しかし、事業主から感染予防を実施するための必要な配慮を受けられず、やむなく自主的に休職せざるを得ない状況があります。しかし、雇用調整助成金の特例措置では休業手当を受けることができません。このような人たちを救済するために、雇用保険法の改正により創設される予定の新型コロナ対応休業支援金（仮称）制度の給付対象としてください。

（答）

１ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、事業主の命により休業させられ、休業手当を受け取ることができない労働者に対して支給するものであり、自主的に休業された方については支給の対象になりません。

２ 障害者の多様な働き方を推進する観点から、障害者のテレワークの促進も重要であると認識しています。このため、第１次補正予算において作業所（就労継続支援B型事業所など）におけるテレワーク導入経費等の補助を実施しているほか、在宅での就労支援事例や、障害者雇用の事例等の周知・広報活動を活用し通じ、テレワークなどの働き方を推進しています。

３ なお、障害者雇用促進法においては、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供の義務が規定されており、障害者に対して適切な配慮が行われるよう、今後ともその周知・啓発や必要な助言・指導を図ってまいります。

【担当省庁】厚生労働省職業安定局雇用保険課

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

【厚生労働省】

要望団体名：認定特定非営利活動法人 DPI日本会議

新型コロナウィルス感染症関連の要望

４．障害児・者にもテレワークの導入を支える対策を

常時介護を必要とする重度障害児・者が、仕事や授業でテレワークを安心して行えるよう、障害福祉サービスの重度訪問、同行援護、行動援護の告示を見直し、通勤、経済活動、通年かつ長期の利用制限を撤廃してください。

（答）

１ 就労中の重度訪問介護等の利用については、個人の経済活動に関する支援を公費で負担すべきかなどといった課題があるため、障害福祉サービスの給付の対象外となっていますが、今年度から、雇用と福祉の両施策の取組を強化し、一体的展開のもと切れ目なく提供されることを目指し、就労中に必要となる介助について意欲的な企業や自治体を支援する新たな取組として、

① 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとと

もに、

② 令和２年度予算に、自治体が必要と認める場合に支援を

行う地域生活支援事業の新メニューを盛り込んだところです。

２ また、修学に係る重度訪問介護等の利用については、障害者差別解消法の施行に伴う教育機関による「合理的配慮」との関係、教育と福祉の役割分担の在り方等の課題がありますが、平成30年度からは、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、時限的に実施する事業として「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を創設しました。

４ 現在も教育施策において様々な対応が講じられていますので、文部科学省とも連携しながら検討してまいります。

【担当省庁】厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【国土交通省】

要望団体名：DPI日本会議

（新型コロナウィルス感染症関連の要望）

要望５．福祉タクシー・移送サービス等の事業者への支援を

運転席と後部座席に仕切りを設けるなど、感染防止策をした場合の費用補助、及び感染の疑いのある障害者を病院等に搬送した際に、運転手等に危険手当(慰労金)を支給して下さい。

（答）

○ タクシーは不特定多数の方々が利用される公共交通機関であることから、利用者が安心して乗車できる環境整備として、令和２年度第1次補正予算により、車内消毒の実施や防菌シート・感染防止仕切り板等の導入などの取組を後押しすることとしております。

○ また、「緊急経済対策」により創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交通事業者の支援に使われるよう、自治体に対して事例の紹介を行うとともに、地方運輸局等に相談窓口を設け、交通事業者からのご相談に対応しております。

【担当省庁】国土交通省自動車局旅客課

【厚生労働省】

要望団体名：認定特定非営利活動法人 DPI日本会議

5. 福祉タクシー・移送サービス等の事業者への支援を

運転席と後部座席に仕切りを設けるなど、感染防止策をした場合の費用補助、及び感染の疑いのある障害者を病院等に搬送した際に、運転手等に危険手当(慰労金)を支給して下さい。

（答）

福祉タクシー・移送サービス等の事業者やその運転手等への

支援について、同事業者やその運転手等は、厚生労働省の所管外

であることから、ご指摘の対応はなかなか難しく、国土交通省に

てご回答いただきたい。

※厚生労働省が所管する障害福祉サービスの事業者やそこで勤務する従事者に関しては、慰労金を支給することとしています。

【担当省庁】厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

【内閣府】

要望団体名：ＤＰＩ（障害インターナショナル）日本会議

要望６．災害時の感染防止策を

コロナ禍が終息していない中で、災害が起きた時の不安が広がっています。避難所の感染防止対策マニュアルを作成し、避難所を運営する自治体や民間団体への費用補助等の支援策を検討して下さい。

常時介護を必要とする障害児・者は、避難所での生活が難しく在宅避難を選択する人が多いので、在宅避難者を把握し、物資や情報の提供に漏れがないように工夫し、必要な合理的配慮が的確に提供されるように、対策を検討して下さい。

（答）

１．新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、現状において災害が発生した場合の避難所運営に係る留意事項について関係各省と連携した検討を行い、累次、自治体に通知を発出してきたところ。

６月16日には、これまでに発出した通知・事務連絡で示した留意事項等を一つの資料にとりまとめた「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第１版】」を作成し、自治体あて周知したところ。

また、コロナ関係で必要となる物資等については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能である旨、自治体あて通知したところ。

２．避難所以外の避難者の把握については、防災基本計画において、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等が避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については自治体に提供することとしている。

また、防災基本計画において、市町村は、避難所以外の避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとしており、国としても、自治体の取組を促しているところ。

【担当省庁】内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）